

投資主各位

不動産投信発行者名  
 東京都千代田区九段北四丁目1番9号  
 東京グロースリート投資法人  
 代表者名 執行役員 角替 隆志

正 誤 表

本書「第4期 資産運用報告書」の一部に誤りがございましたのでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきたくお願い申し上げます。

記

訂正箇所

34 ページ IV.損益計算書

(正)

期 別 科 目	当 期 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)		前 期 (ご参考) (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	
	金 額	百分比 (%)	金 額	百分比 (%)
経常損益の部				
II 営業外損益の部				
1 営業外収益				
受取利息	11	0.0	0	0.0
雑収入	4,976	0.6	-	-
		4,988	0	0.0

(誤)

期 別 科 目	当 期 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)		前 期 (ご参考) (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	
	金 額	百分比 (%)	金 額	百分比 (%)
経常損益の部				
II 営業外損益の部				
1 営業外収益				
受取利息	11	0.0	0	0.0
その他営業外収益	4,976	0.6	-	-
		4,988	0	0.0

## 35 ページ IV.損益計算書 [重要な会計方針]

(正)

期 別 科 目	当 期 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	前 期(ご参考) (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)
3 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、52,325千円であります。	—

(誤)

期 別 科 目	当 期 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	前 期(ご参考) (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)
3 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、52,325千円であります。	—

以 上